

令和2年度 SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和2年度 SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン事業委託業務

2 目的

感染防止と社会経済活動の両立に配慮した、新型コロナウイルスと共存するこの時代における本市独自の観光振興策として、まずは県内や周辺地域などの主に国内観光客を対象に、市内観光促進による観光需要喚起と、本市の魅力を広くSNSを通じて発信することにより、収束期に向けての誘客効果をも狙った「SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン」を実施するもの。

お得に市内観光等を楽しんでいただける、国の「GoToキャンペーン」事業と実施時期を重ねることで、相乗効果を図るほか、より多くの方に本市の魅力を発信して頂く動機付けのため、コンテスト形式を採用する。

また、本キャンペーンを通じ、本市在住の若い世代を始め、キャンペーン参加者がSNS投稿を行う過程で、本市の魅力を発見/再発見することで、シビックプライドを醸成し、将来的な定住人口の増加に繋がることを狙う。

3 履行場所

高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課の定める場所

4 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

5 業務内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要を始め様々な地域産業に対し甚大な被害がもたらされている中、感染症防止に配慮しながら、地域経済の再活性化に向けた取組として、まずは市内、県内、周辺県地域間における人の流れとまちの賑わいを創出するため、県内や周辺地域等、国内観光客を主な対象として、SNSを活用した、本市の魅力を発信する投稿記事をコンテスト形式で競い合わせるキャンペーンを企画し、実施する。

事業の実施にあたっては下記の内容を満たすこと。

- ア 対象地域における本キャンペーンの効果的な宣伝広報媒体の制作（HP・SNS、プロモーション用ポスター・パンフレット類）
- イ アで制作する宣伝広報媒体を活用した、効果的かつ広く県内外にキャンペーンの存在を周知させるための仕組みづくり
- ウ 「GoToキャンペーン」事業を始め、国や他自治体等による緊急経済対策や商店街のイベント等との連携、相乗効果をもたらす仕組みづくり
- エ SNS上に投稿された記事・画像・動画等でコンテストを実施する仕組みづくり
- オ 本市ならではの観光コンテンツや絶景等を体験するとともに、特産品や伝統工芸品等の購入、飲食等の観光消費を促すための仕掛けづくり
- カ 本市ならではの面白い習慣・文化・方言・地元グルメ等の投稿を促す仕掛けづくり
- キ 投稿された記事・画像をSNS等を通じて効果的に情報発信し、拡散させるための仕組みづくり

- ク 魅力的なSNS投稿を行った者に対して、本市ならではの特産品や伝統工芸品、体験型コンテンツを賞品として授与する仕組みづくり
- ケ クを実施することによって、更なるSNS投稿を促すインセンティブとなるとともに、本市の魅力を広くPRできるようにするための仕掛けづくり
- コ 本キャンペーンの成果が一過性のものに終わらず、終了後も観光誘客及び観光消費の拡大を促す仕掛けづくり
- サ アンケートを実施する等、キャンペーン参加者の属性・傾向・興味関心についての分析を踏まえた実施報告書の作成
- シ 本キャンペーンの実施に当たっては、参加者に『新しい生活様式』の遵守を徹底し、感染防止に細心の注意を払うこと

※上記以外に、本キャンペーンを効果的なものとするための提案を行うことは妨げない。

※別紙「事業実施スケジュール」で示すとおり、キャンペーンの準備、実施、優秀作品の選定、受賞者への賞品等の郵送、業務実施報告書の作成について、今年度内に完結させるためのスケジュールを作成すること。

※実施に当たっては、本市が所有する観光映像の活用も可とする。また、第三者が権利を有する素材（タレント等の著名人、インフルエンサー、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段等の調整、その他付随する業務全般を実施すること。

※市内の小中学校、高校、大学等への本キャンペーンの周知、チラシの配布等については、本市と連携して行うこととする。

6 キャンペーン実施時期（想定）

令和2年8月1日（土）～令和3年2月28日（日）

※国の「GoToキャンペーン」等の実施状況等により、開始時期が変更になる可能性有。

※コンテストの具体的なスキームづくり、キャンペーンで活用する宣伝広報媒体の制作、宣伝広報媒体を活用したキャンペーンの対外的な周知については、同時並行で行うことを想定している。

※コンテストの優秀作品の選定、受賞者に対する賞品の発送は期間中に何回か分けて行うことも可とする。

7 費用負担

本業務に必要なすべての資材、器具、消耗品、コンテスト実施に伴う経費（優秀作品への賞品等購入費用やその郵送代を含む）はすべて受託者の負担とする。

8 支払方法

完了払

9 成果品

実施報告書

ア 電子データは、Microsoft office 2016形式を基本とし、CD-R又はDVD-Rに書き込みの上、提出し紙媒体でも3部提出すること。

イ 報告書には、実施期間・実施内容・作成物等を記載すること。

1 0 著作権等

- (1) 成果品の著作権は、市に帰属するものとし、利用権は、受託者及び店舗が有するものとする。
- (2) 第三者の著作物を使用するときは、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ市の意向を聞き、その承諾を得た上で、著作権処理を行うこと。この場合、設けられた制限の内容について、受注者は文書で市に報告すること。
- (4) 成果品は、高松市ホームページ等にも掲載する場合があるため、受注者は、成果物に写真やイラストを使用する場合の肖像権及び著作権の処理を、受注者の負担で行うこと。著名人の肖像権を伴う写真等、特に問題が発生すると思われるものは市と協議すること。

1 1 適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

1 2 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、市民や業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

1 3 その他

- (1) 打合せ・協議等は本業務の進捗に併せて随時行う。
- (2) 本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- (3) 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として高松市に帰属する。又これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、高松市の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。

※本仕様書は、企画提案の内容により必要に応じて加筆修正する。